

道路法承認工事申請の手引き

平成 28 年 4 月 滋賀県土木交通部道路課

最初に

道路は人類の誕生とともに生まれ、現在に至るまで人類の生活を支え続けています。道路なくして現代社会は存続できないと言って良い、日常生活を支える最も普遍的で基礎的な社会資本です。

このように道路は他に代え難い生活に不可欠な施設であることから、道路自由使用の原則の下、その管理は国または地方公共団体等に限定されています。

道路管理者は、道路法に基づき、道路利用者の利便を図るため、必要に応じて道路の効用を妨げる私権の制限や、道路使用の規制、障害物の排除等を行っています。

道路法では道路の工事または維持を行うことを道路管理者に限定していますが、沿道居住者が出入り口を設置するなど、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行うことも考えられ、第 24 条で「道路管理者以外のもは道路管理者の承認を受けて道路に関する工事または道路の維持を行うことができる」と定めています。

すなわち、道路の法面を埋め立てたり、民地側の造成に合わせて道路境界に側溝を整備する、あるいは進入路を設置するなど、道路の形状を変更しようとする場合には、道路管理者の承認を受けていただかなければなりません。

この手引きでは、この様に道路の形状を変更しようとする行為を「道路法承認工事」とし、その申請を説明します。

§ 1. 承認工事申請の留意事項

1. 以下の場合には承認工事の対象となりませんので、申請していただく必要はありません。
 - (1) 協議により他の道路管理者または他の工作物の管理者が道路に関する工事または維持を行う場合。
→第 19 条、19 条の 2、20 条に基づく協議となります。
 - (2) 道路管理者の命令により他の工作物の管理者または工事原因者が道路に関する工事または維持を行う場合。
→第 21、22 条の命令によるもので、承認は不要です。
 - (3) 清掃や路肩の除草などの道路の軽易な維持の場合。
→施行令第 3 条で軽易の範囲が定められています。
 - (4) 第 32 条の許可を得て占有者が行う工作物の設置や道路の掘削、埋め戻し等の工事。
→占有申請で工事方法等を明記して下さい。
2. 道路法承認工事を申請しようとする場合は、本手引きを参考に承認申請に必要な書類を添付し、所定の様式で各土木事務所に申請を行って下さい。
3. 承認工事の審査要領および審査基準を別途定めていますので、それらに沿った申請として下さい。
4. 道路管理者は申請の内容が道路に支障を来すと判断する場合に、申請内容の改善を求め、もしくは条件を付して承認し、あるいは不承認とすることがあります。
5. 道路を整備あるいは修繕した直後にその道路に対して承認工事を施工しようとする場合、掘り返し規制の観点から申請を不承認とすることがあります。

6. 申請および工事に要する費用は全額申請者の負担となります。
7. 工事が完了し、完了検査を経た後は、施設は道路管理者に引き渡され(帰属)、道路施設として道路管理者が管理することとなります。ただし、承認工事に瑕疵があった場合は、申請者において瑕疵のある施設を補修し、また第三者に与えた損害を賠償しなければなりません。
8. また、進入路については、道路管理者への引き渡し後であっても、車両の進入により路面が著しく損傷した場合は、申請者に補修を命じることがあります。
9. 申請者は承認工事の施工により、道路構造物や他の道路占用物に障害を与えないよう、留意しなければなりません。特に道路を掘削する場合においては、地下に占用物が埋設されていないかを事前に調査し、必要に応じて占用物管理者と協議し、占用物の保全を図らなければなりません。
10. 申請者は承認工事の施工により、一般交通に支障を与えないよう留意しなければなりません。承認工事の施工により道路の通行を制限しなければならない場合で、仮設迂回路が必要となる場合は、申請書にこれを説明する資料を添付し、道路管理者の承認を得て、申請者の負担によりこれを設置しなければなりません。
11. 承認工事の施工により発生する残材の処理は、道路管理者の指示を仰いで下さい。
12. 申請者は承認を受けた後に、道路上で工事することについて所轄警察署長の道路使用許可を受けなければなりません。
13. 道路法面の埋立や切り取りにより道路の通行部分が必要以上に広がってしまう場合は、その部分に対する安全対策を講じていただくことがあります。
14. 道路法面の埋立や切り取りにより道路の通行部分が必要以上に広がってしまう場合は、その土地を買い取っていただくことがあります。
15. 承認工事の施工により道路の路面排水に支障を来す場合は、路面排水を図れるよう、側溝を整備しなければなりません。
16. 道路に側溝を設置する余地がない場合は、申請者でそのための用地を用意し、その用地を県へ寄付登記願います。
17. 新たに設置する側溝は蓋をかけない開渠を基本としますが、進入路に用いる場合や、付近の道路形態によっては、蓋掛け(覆蓋)を認め、あるいは命令する場合があります。
18. 進入路に設置する蓋は大型車両の通行をある程度想定して、T-25(縦断用)とします。ただし、店舗などで大型車両の利用が多いと見込まれる場合は、側溝そのものを含め、T-25(横断用)とします。なお、T-25とは大型車(総重量25t)の後輪1軸当たり15tの重さに耐えられる構造で、縦断用は走行による衝撃を考慮しませんが、横断用は衝撃を考慮した設計となっています。居住専用の住宅であっても道路施設として引き取るかぎり、大型車両に耐える構造としていただきます。
19. 側溝を覆蓋する場合は、後々の維持管理を考慮し、10mに1箇所以上グレーチングを設置して下さい。なお、このグレーチングは出来るだけタイヤの走行しない場所を選定して下さい。
20. T-25(横断用)のグレーチングはボルトナット等により側溝本体と強固に固定する構造として下さい。
21. 覆蓋が途切れる場合は、通行者の安全を図るため、覆蓋の端部に転落を防止する柵、あるいはデリネータを設置して下さい。

22. 承認工事により道路区域と民地の境界付近の形状が変わる場合で、境界確定できていない場合は、承認工事に先立って官民境界の確定を行って下さい。なお、その確定行為に要する費用も全て申請者の負担となります。
23. 官民境界はその境界が後々不明瞭とならないよう、コンクリート構造物を設置するなどにより、判別しやすい構造として下さい。
24. 確定した境界は承認工事完了の後に復元し、土木事務所の支給する杭を設置してその結果を土木事務所へ報告して下さい。
25. 大型店舗や工場、その他開発行為等によるもので、道路の交通に与える影響が大きいと判断される場合は、公安委員会との協議も踏まえ、渋滞対策として付加車線の設置などを図っていただく場合もあります。
26. 沿道地の利用価値増進も道路の効能の一つであり、道路に隣接する民地への進入路の設置は、道路管理上支障ない範囲で認めています。ただし、道路は公共交通の安全確保が優先されますので、隣接民地の利用形態を考慮しつつも、進入路の幅や設置箇所数、進入路毎の間隔を制限させていただきます。
27. 特に歩道が設置してある道路については、歩行者や自転車の安全性を考慮し、歩道の勾配などを優先して進入路の構造を決めます。
28. 歩道に進入路を設置する場合は、歩道に車止めを設置するなどにより、自動車が歩道を走行しない構造として下さい。
29. 進入路を設置する場合は、車止めブロックを設置するなどにより、進入路以外の場所から自動車が出入りできない構造として下さい。
30. 設置しようとする構造物や現場条件によっては、法第 24 条に基づく承認工事ではなく、法第 32 条に基づく道路占用として、申請者に占用を許可する場合があります。その場合は、施設は占用物として申請者に管理いただくこととなり、また占用料を納付いただくことがあります。
31. 承認工事を完了して施設を道路管理者に引き渡した後に、民地側の構造が変更されるなどにより、承認条件を満たさなくなった場合は、道路管理者は、承認条件に合致するよう改善を求め、あるいは承認を取り消して道路を形状変更し、またその費用を請求することがあります。
32. 承認工事申請の際の工事施工目的と異なる利用形態となった場合は、道路管理者は、当初の利用形態に合致するよう改善を求め、あるいは承認を取り消して道路を形状変更し、またその費用を請求することがあります。
33. 特殊な条件においては、承認申請と同時に申請者と協定を交わし、申請者に施設管理をお願いすることがあります。
34. 承認工事の技術的な基準などは「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」や、この共通仕様書で定める諸基準によって計画、施工していただくこととなります。共通仕様書等は県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/kikaku/shiyousyo/index.html>

§ 2. 申請書作成要領

申請書類は下記により作成し、3部提出願います。

1. 申請書（様式1号）

- (1) 工事施工目的は、居住専用住宅、店舗、店舗兼用住宅、倉庫、駐車場、農道整備等の、道路に関する工事を必要とする理由を具体的に記載し、進入路を設置する場合においては、想定される通行車両の寸法や重量などの諸元、想定される1日あたりの交通量を記載して下さい。
- (2) その他「道路工事施行（変更）承認申請書記載要領」とおおりです。
- (3) 工事概要が記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として、別紙に記して下さい。

2. 図面

- (1) 位置図は縮尺 1/2,500～1/50,000 の地形図を用い、工事箇所を赤色で標示して下さい。使用する地図の著作権にはご留意下さい。
- (2) 平面図は 1/100～1/500 程度で、工事箇所より前後30m以上の地形、道路区域を入れてください。現地が変わっていなければ道路台帳付図のコピーを使うことも可能です。
- (3) 縦断図には県管理道路の勾配に、流入、流出排水等の勾配、進入路の取付勾配等を記入して下さい。
- (4) 横断図には県管理道路全体の横断に、道路幅員、路面との高低差、建物寸法、床掘線、盛土線など、審査に必要な事項を記入して下さい。道路を掘削する場合は地下埋設物を調査して記入して下さい。

- (5) 構造図には道路施設となる構造物の寸法、規格などを記入して下さい。

3. 現況写真

工事施工前の現況および他の工作物との関係が分かるように撮影して下さい。なお、完了写真は現況写真に出来るだけアングルを合わせて、対比できるよう撮影して下さい。

4. 土木事務所の指示による書類

- 官民境界確定協議書
承認工事に前もって境界を確定する必要がある場合は、官民境界を確定のうえ、その写しを添付して下さい。
- 同意書
土木事務所の指示があった場合、関係機関（者）の同意書を添付して下さい。
- 施工計画書
工事の施工方法などを記入した工事施工計画書を提出して下さい。
- 保安施設計画書
保安施設の配置計画、管理体制、現場責任者等の連絡体制を記入して下さい。
- 構造計算書等
重要な構造物については安定計算や構造計算を行い、添付して下さい。
- 材料承諾願い
重要な資材については資材の規格が分かる資料を添付して下さい。

- 軌跡図
大型車両の進入を想定して進入路幅を決める場合は、軌跡図を添付して下さい。その際に用いる車両の寸法は、長さ 12m、幅 2.5m、高さ 3.8m、軸距 6.5m、最小回転半径 12m とします。トレーラ等の特殊な車両は考慮しません。
- 関連法令許認可資料
開発許可などの関連法令の許認可を受けている場合は、その写しを添付して下さい。
- その他
その他土木事務所から指示があった場合は、その資料を添付して下さい。

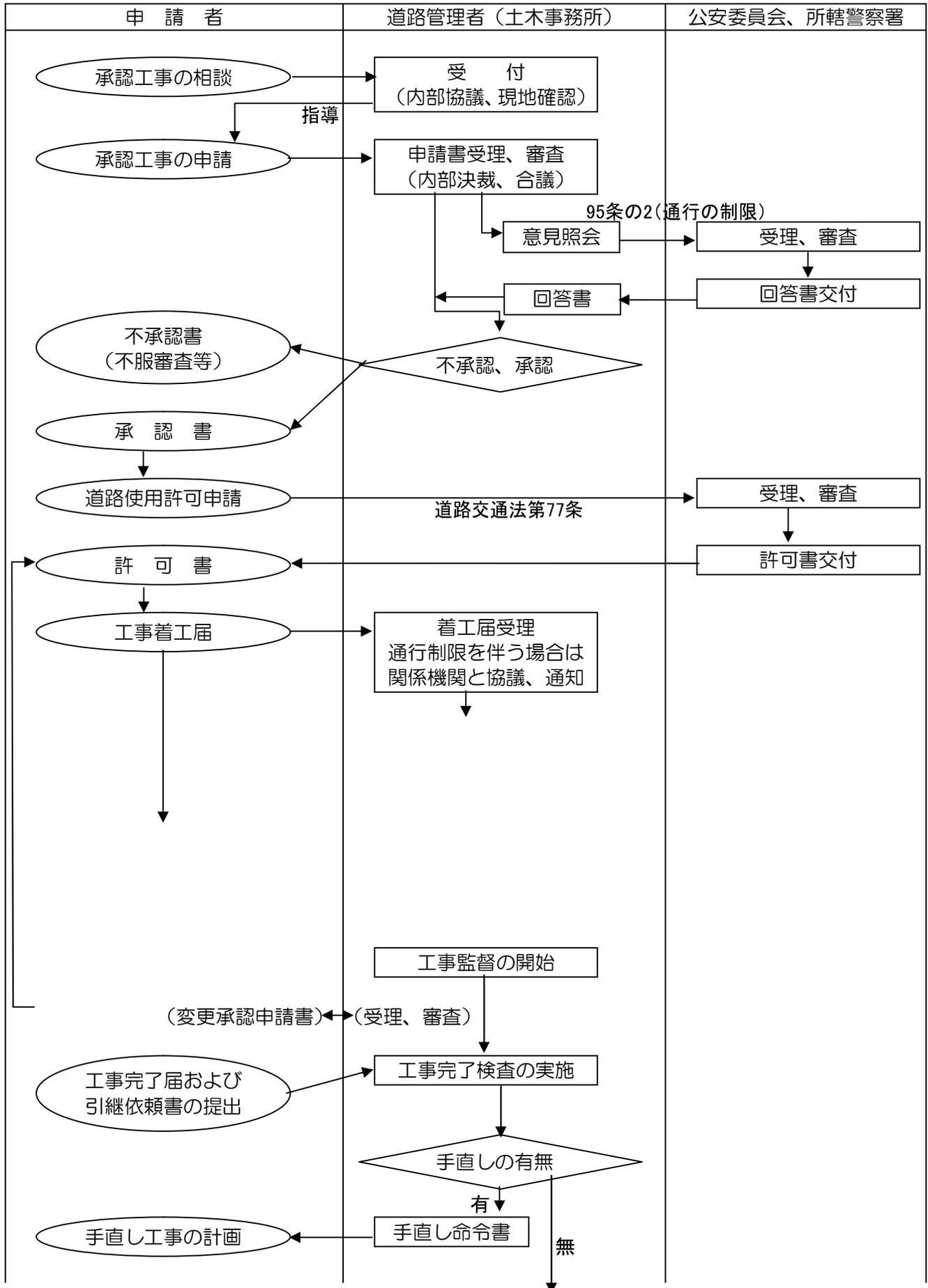
6. 工事が完了したら速やかに土木事務所に工事完了届けおよび引継依頼書を提出し、完了検査を受けること。
7. 完了検査において手直し命令があった場合は、手直しの後の再度完了検査を受けること。
8. 官民境界を確定した場合は、土木事務所より境界杭の支給を受け、確定した位置に設置の上で、その報告を行うこと。
9. 当該道路施設には汚水、家庭雑排水、道路区域外からの雨水が流入しない構造とすること。

§ 2, 承認書交付の一般的条件

申請書を審査の結果、支障ない場合には承認書（様式第5号）を交付します。承認にあたっての一般的な条件は以下のとおりです。

1. 承認工事は道路法承認工事の審査要領および審査基準に基づいて設計施工すること。
2. 工事着手の1週間以上前までに道路交通法第77条に基づく所轄警察署長の道路使用許可を受けること。
3. 上記許可書を添付の上で、工事着手の5日前までに土木事務所長に工事着工届けを提出すること。
4. 工事で通行制限しなければならない場合は、着工届けと同時に工程表添付の上で通行制限依頼書を提出すること。
5. 工事着工後に設計内容を変更しなければならなくなった場合は、速やかに土木事務所に変更承認申請書を提出し、変更承認を受けた後に継続施工すること。

承認工事の手続きフロー（道路法施行令第38条の2の改築を伴わないもの）



工事完了検査および
引継書の交付

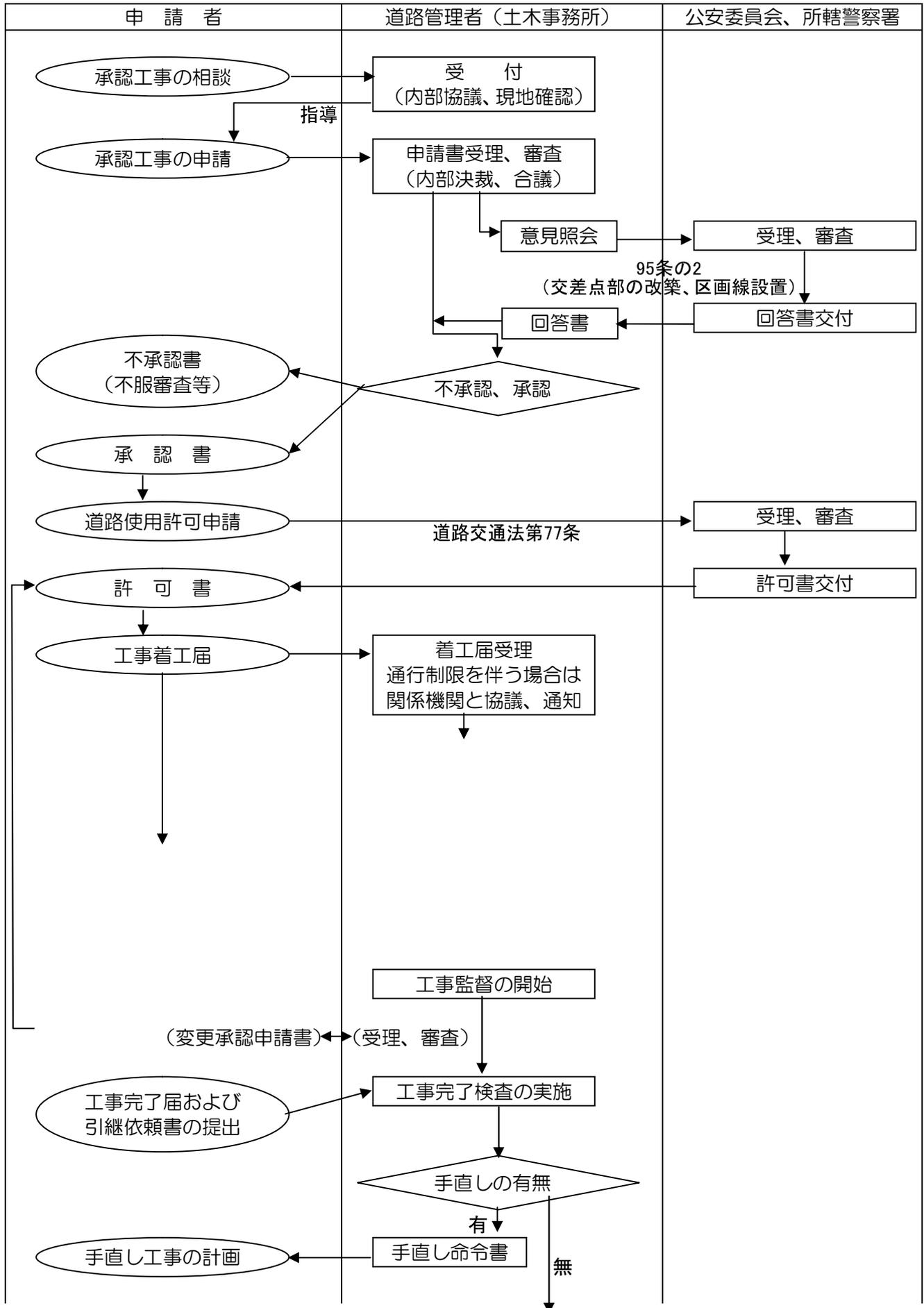


発生品処理の指示



道路台帳、付図、
基図の修正

承認工事の手続きフロー（道路法施行令第38条の2の改築を伴うもの）



工事完了検査および
引継書の交付



発生品処理の指示



道路台帳、付図、
基図の修正

道路工事施工（変更）承認申請書

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条の規定により、「道路工事承認審査基準」に定められた事項を遵守し、道路工事施工（変更）承認を申請します。

工事施工目的			
工事施工場所	路線名		歩道・車道・その他
	場 所		
工 事 概 要	工事種別		施工数量
工事の期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	日間
施 工 方 法	直 営 ・ 請 負	請負の場合の施工業者 住 所 業者名 担当者 連絡先	
添 付 書 類	位置図、平面図、計画図、構造図、縦断図、横断図、官民境界確定書 関連法令の許認可書類、現況写真、その他（ ）		
備 考			

道路工事施行（変更）承認申請書記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所、氏名」の欄に法人登記の住所、法人名および代表者名を、「担当者」の欄に承認工事担当者の所属、氏名を記載すること。
2. 「工事概要」の欄には、「工事種別」として、法面埋め立て、進入路設置等の種別を、また「施工数量」の欄には延長、面積等の施工規模を記入すること。
3. 「場所」の欄には近傍民地の地番まで記入すること。施工場所が2以上の地番に渡る場合には起点と終点を記入すること。「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 「工事の期間」の欄には、工事着工から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合はその復旧までの期間を含めて記載すること。
5. 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合はその旨記載すること。また、その時には工事着工までに施工業者を報告すること。
6. 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
7. 位置図は 1/50,000 程度、平面図は 1/500 程度の縮尺とする。
8. 平面図には道路区域を朱書きで明示すること。
9. その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
例）概算工事費、道路の現況、道路区域変更の有無、等

道路工事着工届

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条により承認を受けた道路工事について、下記により着工することとしたので届け出ます。

記

- 承 認 日 平成 年 月 日
- 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号
- 工事の予定期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 日間
- 工事施行業者名 直 営 請負の場合の施工業者
・ 住 所
請 負 業者名
担当者 連絡先
- 添 付 書 類 道路交通法第77条による道路使用許可書の写し

道路工事完了届および引継依頼書

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条により承認を受けた道路工事について、下記により完了したので届け出ます。なお、完了検査で完成が認められた際には、この施設を道路施設として引き継がれるよう依頼します。

記

1. 承認日 平成 年 月 日

2. 承認番号 滋賀県指令〇〇 第 号

3. 工事完了日 平成 年 月 日

4. 添付書類 1) 工事管理資料（滋賀県一般土木工事等共通仕様書等によること）
2) 工事完成写真（全景、境界杭のわかるもの）
3) 使用材料の資料（材料の規格等）

道路工事完了検査および引継書

(申請者名)

住 所

氏 名

様

〇〇土木事務所長

平成 年 月 日付けで完了届および引継依頼のあった下記承認工事については、検査の結果完成を認め、道路構造物として引き継ぎましたので本書を交付する。

記

1. 路 線 名

2. 工 事 施 工 場 所

3. 工作物の種類・数量

4. 承 認 日 平成 年 月 日

5. 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号

6. 検 査 日 平成 年 月 日

7. か し 担 保 責 任 申請者はこの施設にかしがある場合、引継の日から2年以内については申請者の責任において施設を補修し、あるいは第三者に与えた損害を賠償しなければならない。ただし、そのかしが故意あるいは重大な過失により生じた場合には、その期間を10年とする。

様式第5号

滋賀県指令 第 号

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路に関する工事の施工については、下記のとおり承認する。

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に審査請求をすることができる。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、本証を受け取った日または決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日または決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）

平成 年 月 日

滋賀県〇〇土木事務所長

記

1. 路 線 名
2. 工 事 施 工 場 所
3. 工 事 施 工 の 内 容
4. 条 件 等 別紙のとおり

道路工事手直し命令書

(申請者名)

住 所

氏 名

様

〇〇土木事務所長

平成 年 月 日付けで完了届および引継依頼のあった下記承認工事については、検査の結果完成とは認められないため、次のとおり手直しのうえ、改めて完了届および引継依頼書を提出するよう命じる。

記

1. 路 線 名

2. 工 事 施 工 場 所

3. 工作物の種類・数量

4. 承 認 日 平成 年 月 日

5. 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号

6. 検 査 日 平成 年 月 日

7. 手 直 し 事 項

※上記手直しは、平成 年 月 日までに完了すること。

様式第7号

滋賀県指令 第 号

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路に関する工事の施工については、次の理由により承認しない。

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に審査請求をすることができる。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、本証を受け取った日または決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日または決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）

平成 年 月 日

滋賀県〇〇土木事務所長

記

1. 路 線 名
2. 工 事 施 工 場 所
3. 工 事 施 工 の 内 容
4. 承 認 し な い 理 由

--